

提出にあたっての留意事項

1 趣旨

今年度の本事業の実施にあたっては、世界的な半導体不足の影響等により購入機器の在庫不足など今年度内の事業完了が困難である旨、一部事業者から連絡があったことから、今年度予算を一部来年度に繰り越すことを検討するため、報告を求めるものです。

2 提出書類

別紙1「令和3年度(2021年度)補助事業等執行遅延報告書」

※記載にあたっては、記載例を御確認の上、提出願います。

※本様式は、次のホームページに掲載しています。

掲載先：<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/r3information-robotto-.html>

3 提出期限

令和4年(2022年)2月14日(月)

※万が一、提出が期限に間に合わない場合でも、必ず下記連絡先に御連絡ください。

4 提出先

(1) 事業所が札幌市・函館市・旭川市に所在する場合

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課介護人材係

(2) その他の地域に事業所が所在する場合

交付申請書を提出した各(総合)振興局保健環境部社会福祉課又は保健所

5 留意事項

- 特段の理由なく、「念のため繰り越したい」などは受け付けられません。本補助金は原則、年度内に事業を完了(支払の確定(請求書の受理等))する必要があります。
- 今回の調査で繰越が必要となる額を確定するため、本調査以降の繰越の希望は受け付けられません。
- 繰り越した場合、事業完了は必ず令和4年4月以降としてください。
(繰り越したにも関わらず3月までに事業が完了してしまうと補助金を支払うことができません。)
- 補助事業の一部のみ繰り越すことはできません。繰越を希望する場合は、補助金の全額を繰り越すこととなります。
- 交付決定をまだ受けていない場合でも、現時点で3月末までの完了が困難であると判明している場合には、報告書の提出をお願いします。
(交付決定日等、記載できない部分は空欄で結構です。)